

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和5年 1月
緑風観光株式会社

I、運輸安全マネジメントに関する公表

当社は、平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

1、輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指します。

2、輸送の安全に関する目標およびその達成状況

期間：令和 3年度（令和2年10月1日～令和3年9月30日）

令和 4年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

(1) 令和4年度目標とその達成状況

“目標”

コアステーション（一般貸切営業所）は、令和3年度中の有責事故は0件であったが、藍野営業所管内では、車庫内で後退時に目測を誤り遼車と接触する事故及び摂津富田バスターミナル内で後退中、のりば鉄柱に接触する事故がありました。

令和4年度は、前年度比50%削減（コアステーション0件、藍野営業所管内2件）し、1件と致しました。

“達成状況”

①コアステーション管轄（一般貸切バス）

車庫内でバスを縦列で留置する際、後退したバスが目測を誤り、僚車前部バンパーに接触する事故が1件発生しました。

②藍野営業所管轄

花園方転地内に乗用車が停車あしていたが、バックで方向変換する際、目測を誤りバス左後部を相手車右ボディ後部ドアに接触させ、双方に

損傷を与えました。

以上合計2件が発生し、目標の半減＝1件＝は達成出来ませんでした。

(2) 令和5年度目標

コアステーション（営業所）は無事故運転を目指し、藍野営業所は前年度と同様、1件を目標としました。

令和4年度は、目標未達成であった為です。

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

（期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日まで）

発生件数なし。

4、安全管理規定

輸送の安全・安心を確保するため「安全管理規定」を定めております。

別途、ホームページにアップしております。

5、輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

ドライブレコーダーの装着、ヒヤリ・ハット情報の実施、

6、輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

i) 情報の連絡体制

- ・事故審議会において伝達する。
- ・事務所内に掲示する。

ii) 緊急連絡組織図

別紙資料

7、輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

- ・事故審議会（年4回）
- ・交通安全講習会（年2回）
- ・冬季タイヤチェーン脱着講習会（年1回）
- ・「安全運転実践目標」を各事業場に掲示（毎月）
- ・社外での安全運転講習会に参加する。（春と秋の全国交通安全運動中）

8、輸送の安全に係る内部監査の結果ならびに、それに基づき講じた措置および講

じようとする措置

内部監査は、令和4年10月14日に実施しました。

監査執行者は、取締役会において、社内の総務・業務・営業等には直接携わっておらず、知識豊富な戒相談役をお願いすることを社長が了解し、監査が実施された。

監査内容、運輸安全マネジメントには、次のことが義務付けされており、

- i) 安全方針および安全目標の策定 (P)
- ii) 安全管理 (D)
- iii) 安全管理の取り組み状況の点検 (C・A)

を継続的に繰り返すことによって、安全輸送のレベルアップを図ることが大切であるとの報告があった。

なお、令和4年10月19日付けで近畿運輸局長より弊社は、平成21年4月1日から令和4年9月30日まで13年6箇月連続5期の間、運転責任事故が皆無であり運転保安業務に優秀な成績を上げたことにより表彰されました。

9、第22条の2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

代表取締役社長 若原 康正

II、処分の内容・講じた措置の公表

当社は、令和3年度、令和4年度中に行政処分を受けたことはありません。

以上